

取扱注意



# 令和7年度 水道料金改定 シミュレーション

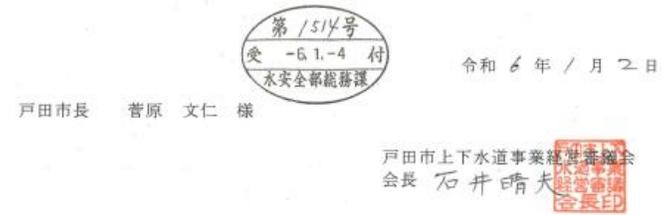


- 1 水道事業(給水事業)経営の現状について . . . . . P 2
- 2 水道事業における収益的収支の予測について . . . . . P13
- 3 分担金及び加入金に係る納付額の見直し . . . . . P14
- 4 パターン A [県水+負担金] . . . . . P15
- 5 パターン B [県水+負担金+収支均衡] . . . . . P17
- 6 パターン C [県水+負担金+回収率] . . . . . P19
- 7 パターン D [県水+負担金+回収率+資産] . . . . . P21
- 8 経営審議会からの提言書への対応等について . . . . . P23

水安全部 総務課

# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について①

令和4年度戸田市水道事業会計決算の内容などを踏まえ、令和6年1月2日付けで、戸田市水道事業における水道料金について、適正な設定が行われるよう、戸田市上下水道事業経営審議会会長から市長へ提言書が提出された。設定に当たっての留意点は次のとおり。



## 戸田市水道事業における適正な水道料金の設定について (提言)

令和5年11月9日開催の令和5年度第2回戸田市上下水道事業経営審議会において報告を受けた、令和4年度戸田市水道事業会計決算の内容等を踏まえ、戸田市水道事業における水道料金について、下記の点に留意し、適正な設定が行われるよう提言いたします。

### 記

- 1 料金回収率の確保**  
水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があることから、事業費用の増加傾向も踏まえ、適正な料金回収率を確保することが必要である。
- 2 水道施設の更新等に係る費用**  
水道施設の経年化率及び更新率、規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し、計画的な更新への取組状況等に基づき算定することが求められている。
- 3 定期的な見直し**  
改正水道法でも明記されている通り、長期的な収支の試算に基づいた設定となっているか等の確認を恒常的に実施し、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを行うことが必要である。
- 4 資産維持費の計上**  
料金の算定基礎には、資産維持費として、対象資産(将来的に維持すべきと判断される償却資産)に対して、耐用年数到来時に更新が可能となるよう、適正な比率を計上することが水道料金算定要領で明記されている。
- 5 激変緩和措置の検討**  
今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を踏まえ、段階的な料金の引き上げ、分担金・加入金の適正な設定等による激変緩和措置についての検討を行うことが必要である。

以上



## 1 料金回収率の確保

水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があることから、事業費用の増加傾向も踏まえ、適正な料金回収率を確保することが必要である。

## 2 水道施設の更新等に係る費用

水道施設の経年化率及び更新率、規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し、計画的な更新への取組状況等に基づき算定することが求められている。

## 3 定期的な見直し

改正水道法でも明記されている通り、長期的な収支の試算に基づいた設定となっているか等の確認を恒常的に実施し、3年から5年ごとの適切な時期に見直しを行うことが必要である。

## 4 資産維持費の計上

料金の算定基礎には、資産維持費として、対象資産(将来的に維持すべきと判断される償却資産)に対して、耐用年数到来時に更新が可能となるよう、適正な比率を計上することが水道料金算定要領で明記されている。

## 5 激変緩和措置の検討

今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を踏まえ、段階的な料金の引き上げ、分担金・加入金の適正な設定等による激変緩和措置についての検討を行うことが必要である。

## 《関連事項》

水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について  
(令和5年7月6日/厚生労働省 医薬・生活衛生局水道課長)

- ①水道施設の計画的な更新
- ②水道料金の3年から5年ごとの見直し
- ③水道施設の計画的な更新への取組状況等について確認
- ④アセットマネジメントに関する取組状況の確認
- ⑤資産維持費を含む適正な水道料金の設定
- ⑥水道料金等に関する法令等の遵守状況についての確認を強化 等

# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について②

○公営企業では「収益的収支」と「資本的収支」の2つの収支に区分することで、営業活動による損益と資本独自の増減を明確化。⇔ 区分しなければ正確な企業の経営活動が把握できない。

■ **収益的収支** = 企業の経営活動に及ぼす効果が1事業年度のみ【損益計算書と一致】

- ・ 1事業年度の企業の営業活動(給水・汚水処理事業)に伴い発生する収益と費用を表したもの
  - 浄水場、ポンプ場等施設の運転・管理業務、水道料金・下水道使用料の賦課・徴収事務、県水の受水費・流域下水道の負担金等の事業を運営するための費用とその財源
  - 当年度の収益と費用を表すことから、「黒字」と「赤字」で区分できる



■ **資本的収支** = 企業の経営活動に及ぼす効果が長期の事業年度【貸借対照表に反映】

- ・ 施設の建設など支出の効果が次年度以降に及ぶもの、及び企業債の元金償還などの支出とその財源となる収入を表したもの
  - 施設(管渠、浄水場、ポンプ場等)を建設改良するための支出と企業債の借入等の収入
  - 施設の供用等が開始され、収益・費用が発生する翌年度以降の収益的収支に影響



○公営企業会計では、一般的に建設改良等の将来的な投資である「資本的収支」の収入が、支出に対して不足するため、収益的収支からの損益勘定留保資金※1(減価償却費※2等)及び利益で補てん(穴埋め)。

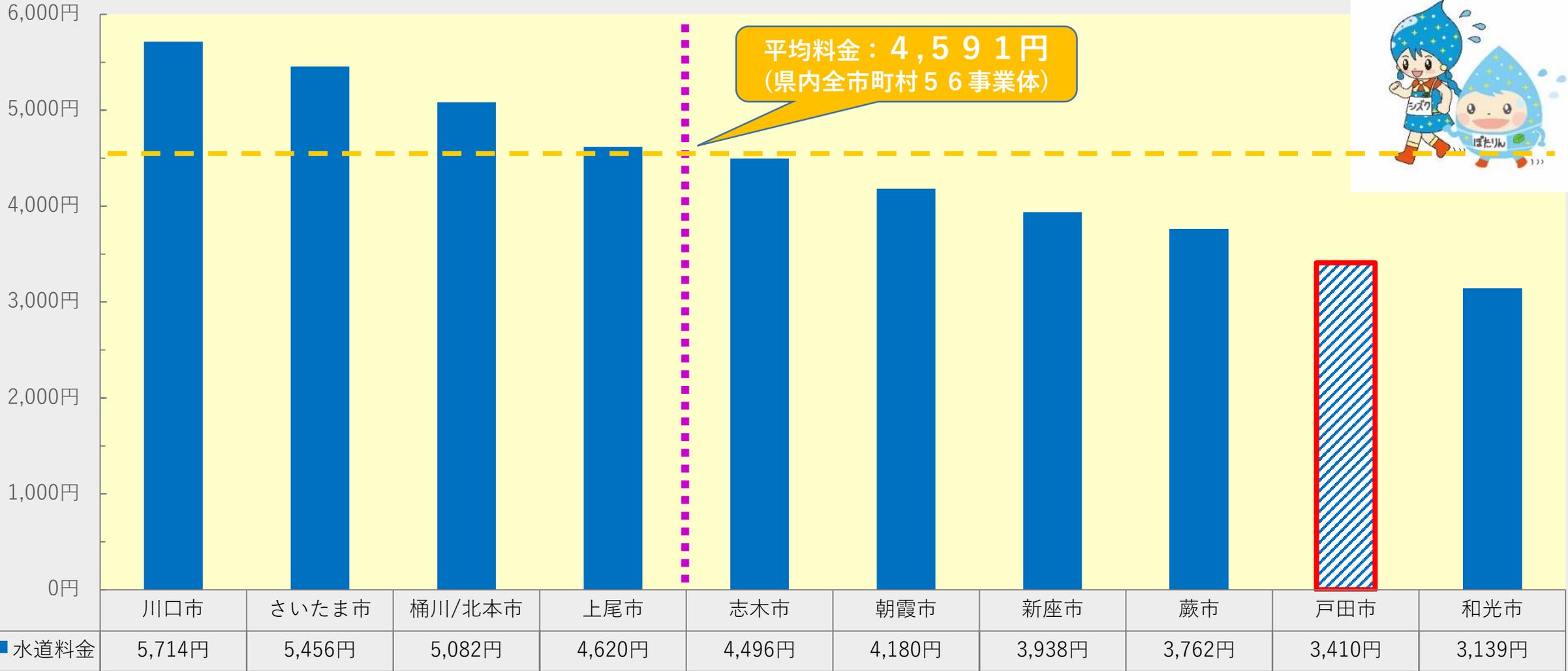
※1 損益勘定留保資金：現金支出を伴わない支出によって企業内に残る資金。  
※2 減価償却費：固定資産の経年的な価値の減少を毎事業年度の費用として計上するもの。

# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について③

※消費税込 ※令和5年9月時点  
 ※料金出典：東京都水道局HP

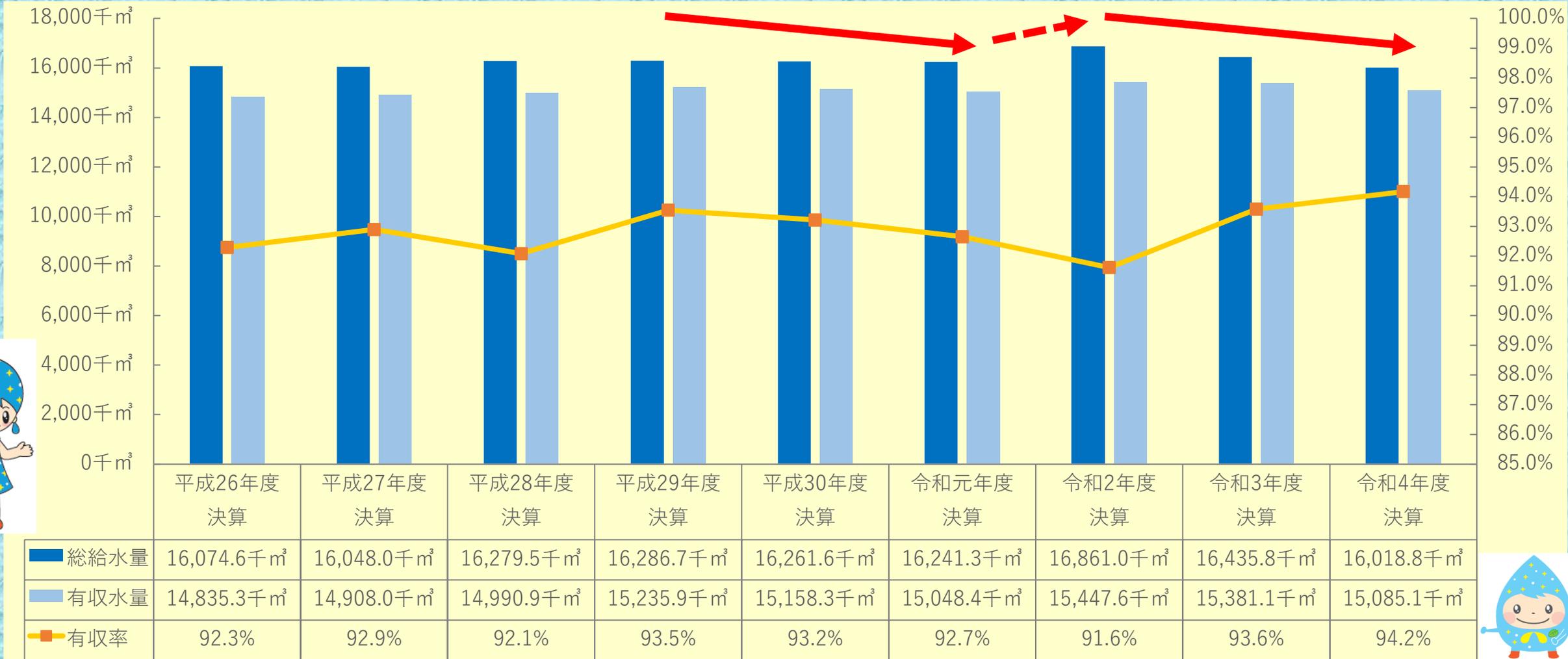
## ● 近隣他事業体との水道料金の比較 《一般家庭(2人世帯)で使用の水道口径(20mm・水量32m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,380円



# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について④

●**総給水量** 総給水量は、家庭・企業での節水意識の高まり等から全体的に減少傾向。なお、令和2年度は新型コロナによる  
**有収水量** “巣ごもり需要”の影響で一時的に家庭使用量が回復。有収水量も同様に推移。有収率は管路の更新に伴い改善傾向。

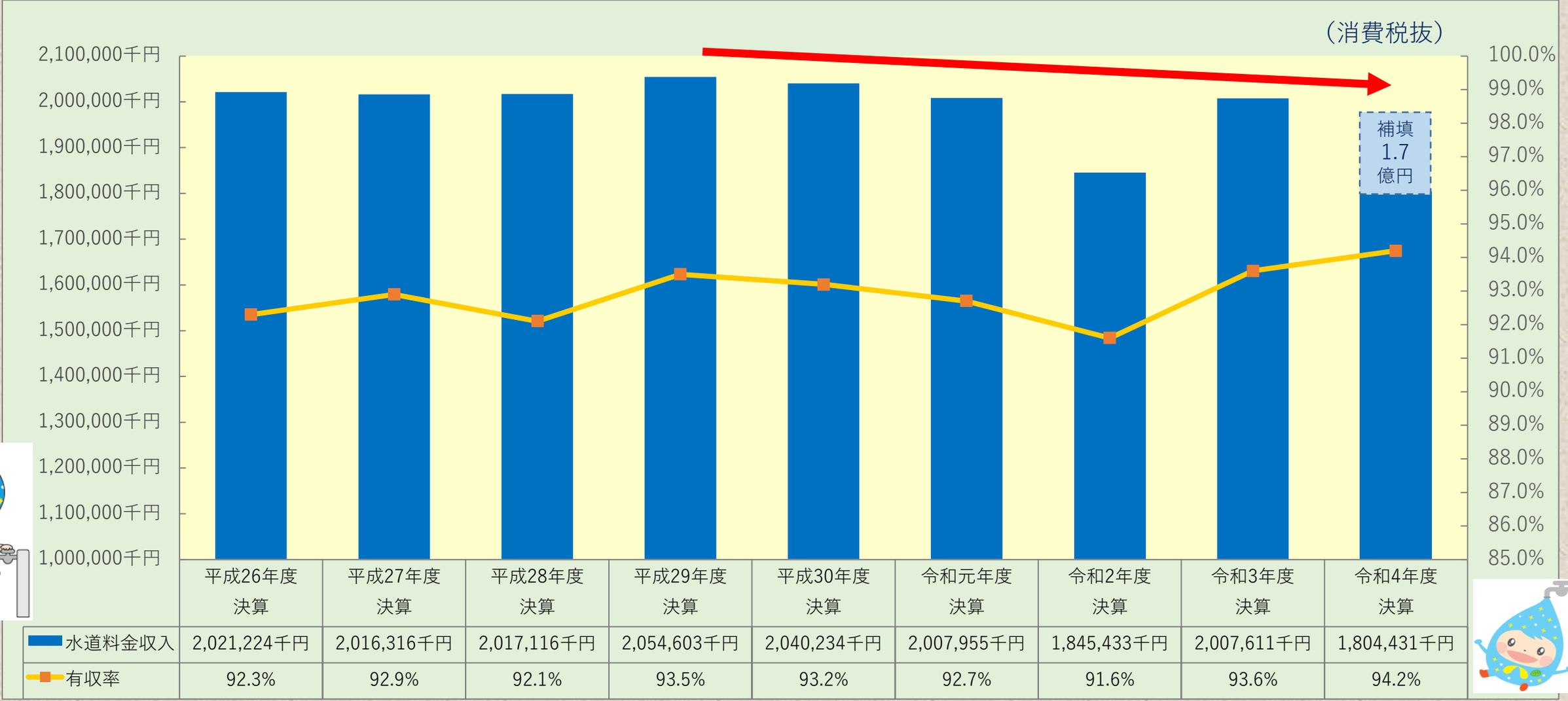


※有収水量と有収率：給水量のうち、料金徴収の対象となった水量とその割合。料金徴収対象外の水量は、漏水、管洗浄用、消火栓用、メータ不感量等。

# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について⑤

※消費税抜 (令和5年4月1日現在)

○水道料金 平成30年度以降、家庭・企業での節水機器普及等により減額傾向。令和2,4年度は新型コロナ対策で基本料金減免を実施。特に従量料金負担の高い大口利用者分の減少が顕著。※令和4年度基本料金減免分：一般会計からの負担金で補填



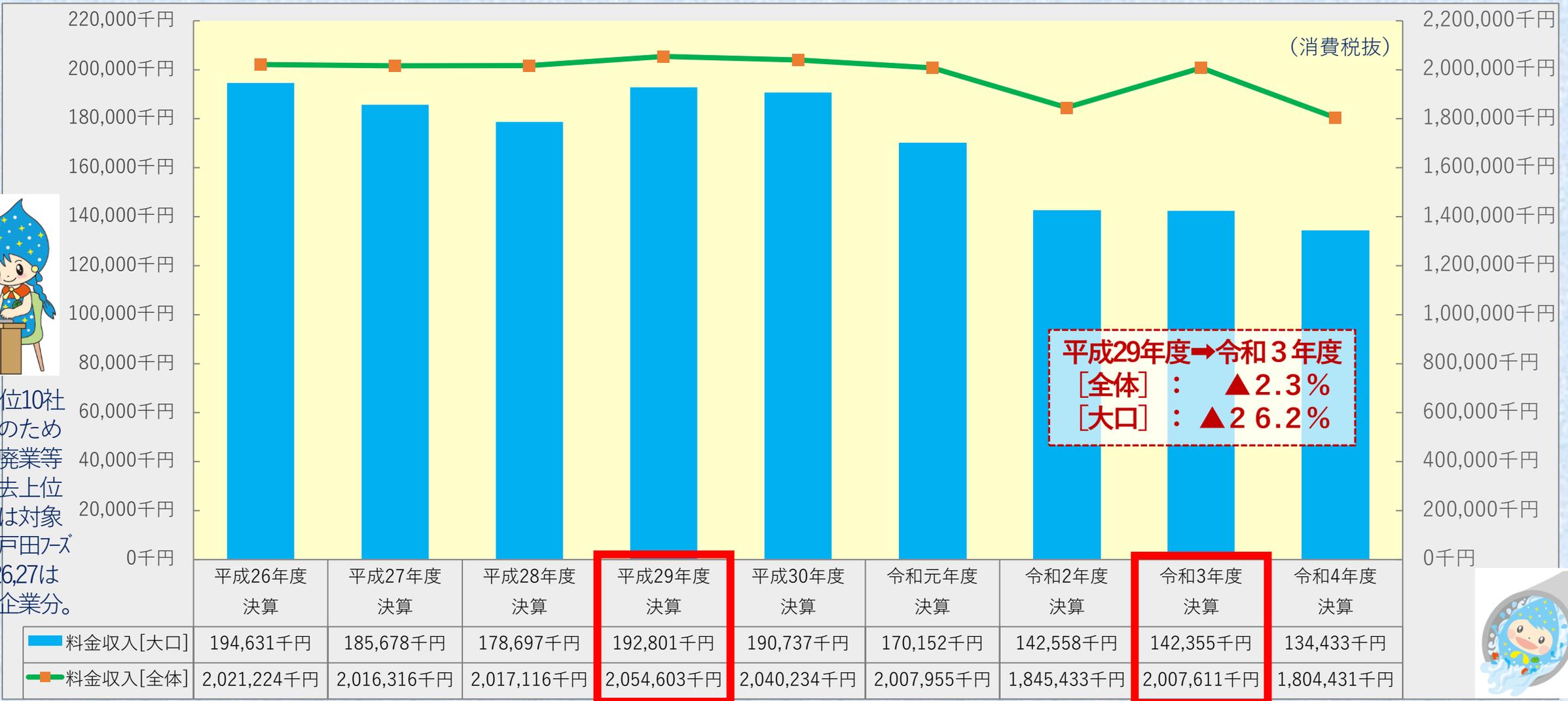
# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について⑥

(消費税抜)  
※決算値が税抜表記のため

○水道料金 従量料金負担の高い工場、店舗、病院、事業所などの大口利用者(口径25~150 mm)のうち、令和4年度実績の上位収入[大口] 10社※(戸田フーズ、イオンモール、明治、デリシャス・クック、戸田病院、JR戸田公園SC、ボートレース事業団、ルネサンス等)を抽出。



※R4上位10社比較のため移転廃業等の過去上位企業は対象外。戸田フーズのH26,27は前身企業分。



平成29年度→令和3年度  
[全体] : ▲2.3%  
[大口] : ▲26.2%

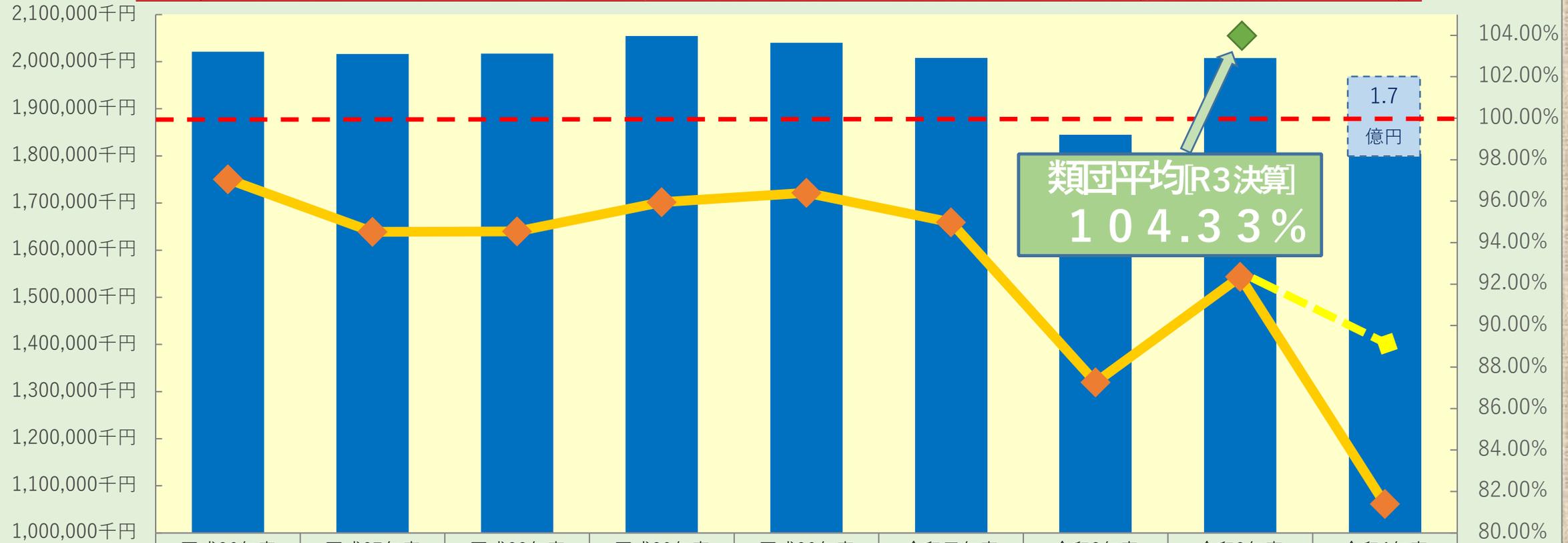


# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について⑦

(消費税抜)  
※決算値が税抜表記のため

○料金回収率 供給単価と給水原価との関係を見るもので100%を下回る場合、給水に係る費用を給水収益以外で賄うこととなる。  
本市の料金回収率は類似団体平均と比較しても低く、給水に係る費用が給水収益以外に依存している状況。

※ R2,4年度は新型コロナ対策で基本料金減免。R4年度は減免分を一般会計負担金で補填(補填後回収率: 89.04%) (消費税抜)



類団平均[R3決算]  
104.33%

1.7  
億円



# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について⑧

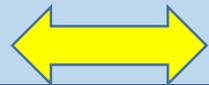
戸田市の水道料金は、平成8年4月1日以来、令和6年度までの28年間、消費税の改定分の転嫁を除き、改定されていない。



なぜ料金を改定せずに事業が継続(利益を確保)できた？

## ■理由1 《収入面》

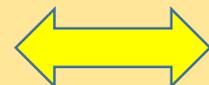
- ・家屋の新築等で新たに給水管(水道管)を布設する場合、又はメーターの口径変更する場合に納付される給水装置分担金※、加入金収入により**純利益**を確保できている状況。  
※主要単価：新設分(口径20mm)：176千円、口径変更分(口径13→20mm)：66千円。  
→東京に隣接し**人口が未だ増加傾向**にあり、工場や倉庫の跡地への戸建分譲やマンション等の集合住宅の建築が続いているため。



開発面積や人口の減少により先細り

## ■理由2 《支出面》

- ・埼玉県企業局から受水している県水の受水単価が、平成11年以来値上げされていない。  
→配水量の内、約8割を占める県水の受水費1m<sup>3</sup>当たり61.78円は、消費税率の改定分を除き、**平成11年度以降改定されておらず**、費用の増大が抑制されている。

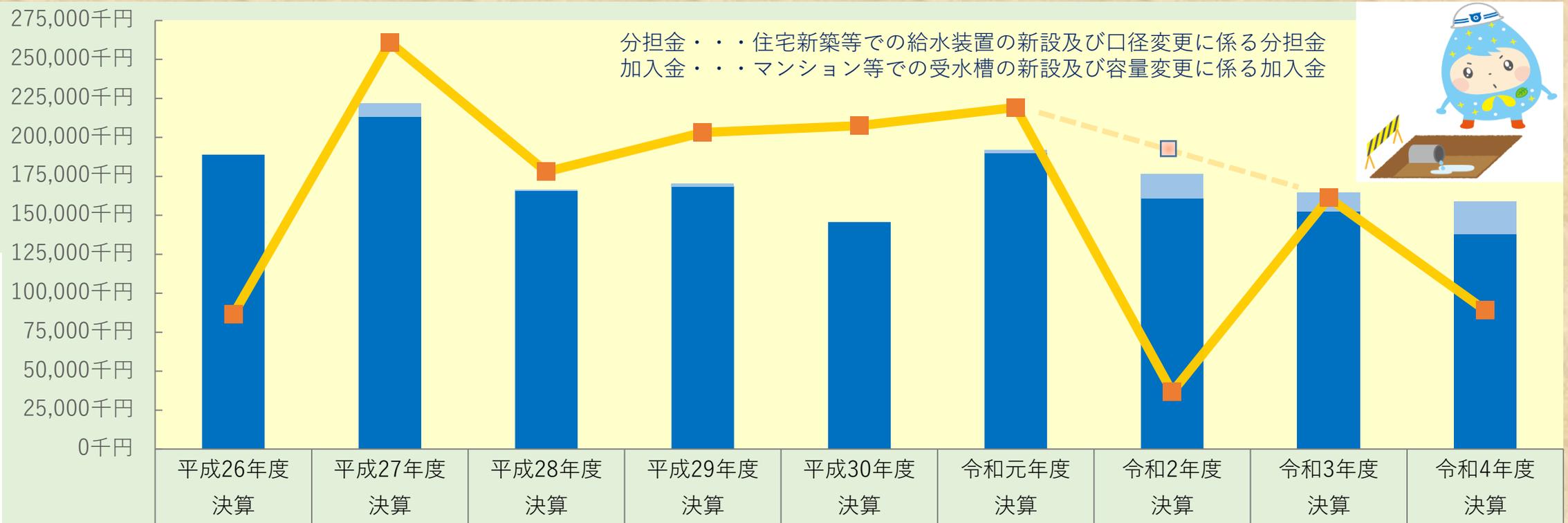


令和7年度から引き上げ予定(2割程度?)

# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について⑨

(消費税抜)  
※決算値が税抜表記のため

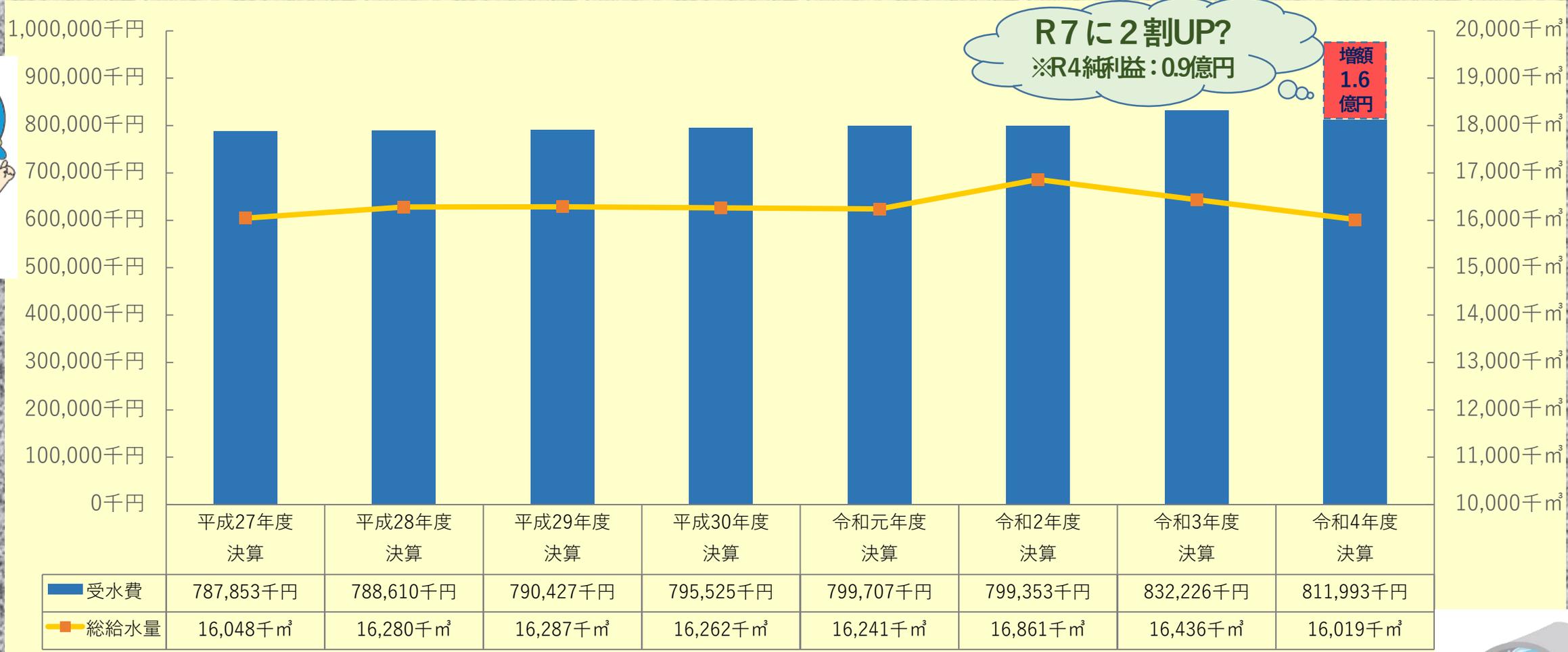
●**分担金 加入金** 工場や倉庫跡地における戸建・集合住宅の建築等に伴い発生する収入。料金回収率の不足分を補うための原資となり、決算においては各期純利益の大部分を占める。将来的には宅地開発面積の減少に伴い分担金等の収入も減少を想定。  
純利益はH26会計基準改定、R2基本料減免により減少。 ※収益的収入-水道事業収益-営業収益-その他営業収益-負担金の細目



# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について⑩

(消費税抜)  
※決算値が税抜表記のため

● 県水受水費 埼玉県企業局から供給を受ける用水の受水に要する費用で、1 m<sup>3</sup>あたりの受水単価は61円78銭(H11～)。



県水：井水の割合	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
	79.5 : 20.5	78.4 : 21.6	78.6 : 21.4	79.2 : 20.8	79.7 : 20.3	76.7 : 23.3	82.0 : 18.0	82.0 : 18.0



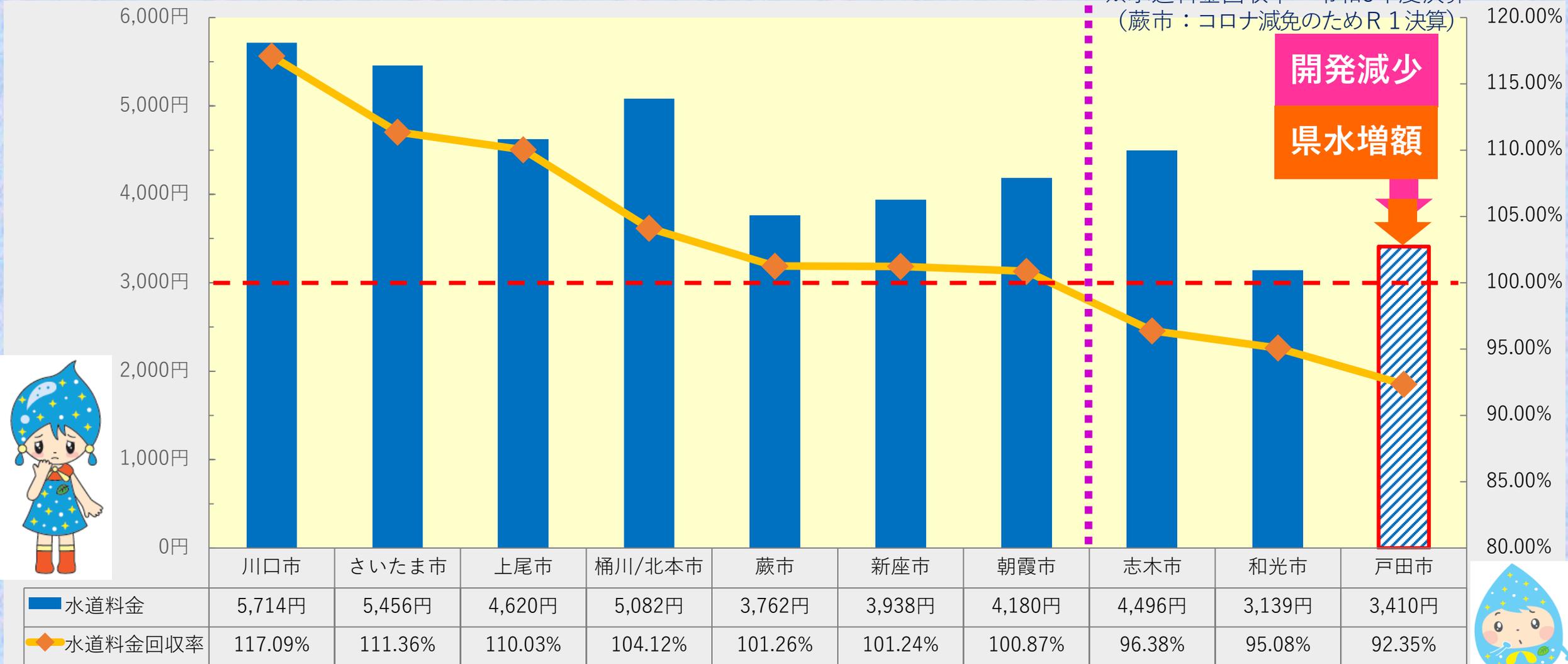
# 1 水道事業(給水事業)経営の現状について⑪

※消費税込 ※令和5年9月時点  
 ※料金出典：東京都水道局HP

## 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人世帯)で使用の水道口径(20mm・水量32m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体)

※水道料金回収率：令和3年度決算  
 (蕨市：コロナ減免のためR1決算)



# 2 水道事業における収益的収支の予測について

(消費税抜 ※当年度純利益が税抜のため 単位：千円)

## ○料金改定をせず現行料金体系を維持した場合

※総排水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9は過年度平均減率値  
 ※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総排水量に乗じて算出

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算(予定)	令和7年度予算(見込)	令和8年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)
給水収益 [水道料金] <small>※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm                      ※従量：～10,20,30,50,100,100～m<sup>3</sup></small>		<b>1,973,085</b>	<b>1,965,982</b>	<b>1,958,904</b>	<b>1,951,852</b>
	前年度比増減額	—	△ 7,103	△ 7,078	△ 7,052
	前年度比増減率	—	-0.36%	-0.36%	-0.36%
その他の水道事業収益		428,232	420,005	412,275	405,014
水道事業収益 合計		<b>2,401,317</b>	<b>2,385,987</b>	<b>2,371,179</b>	<b>2,356,866</b>
水道事業費用		<b>2,420,779</b>	<b>2,619,960</b>	<b>2,661,429</b>	<b>2,669,302</b>
		※費用算出方法 (基準：R6予算)	人件費：+2.07%(中期財政計画R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、 受水費：+20.0%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%		
当年度純利益(収益-費用)		<b>▲ 19,462</b>	<b>▲ 233,973</b>	<b>▲ 290,250</b>	<b>▲ 312,436</b>
料金回収	供給単価(円)	133.57	133.57	133.58	133.58
	給水原価(円)	158.00	172.11	175.57	176.74
	料金回収率	<b>84.54%</b>	<b>77.61%</b>	<b>76.08%</b>	<b>75.58%</b>

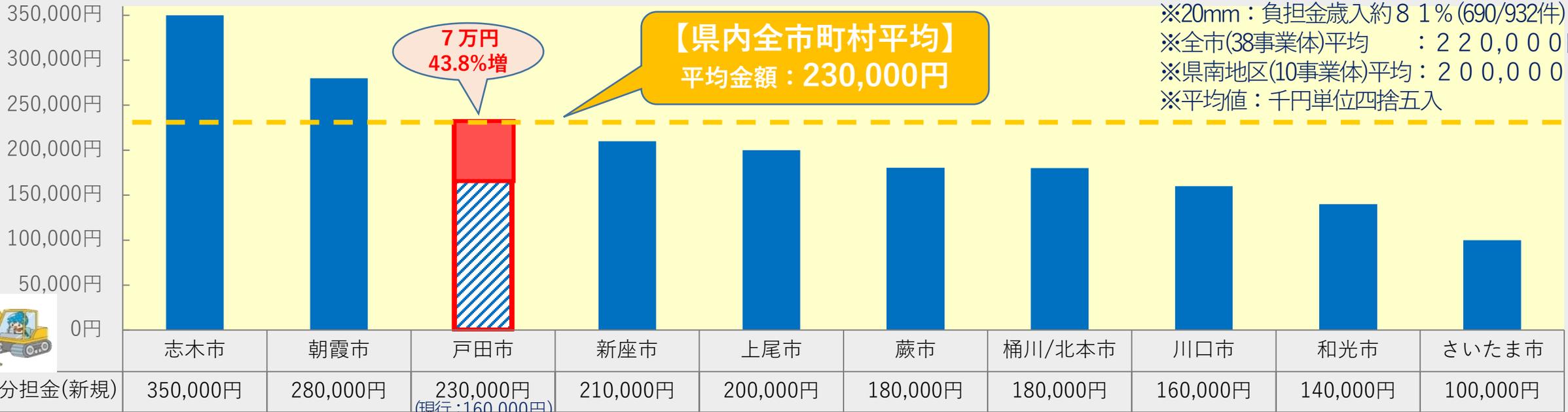
# 3 分担金及び加入金に係る納付額の見直し

(消費税抜)

○県内全市町村(56事業体)の平均値を参考に見直し、建設改良費の積立など事業経営の健全化を図る。  
 対前年度比増減額・率は、令和2年度から令和4年度決算値の平均値と同率の▲6.05%で算定。

《一般家庭(口径20mm)の例》

- ※20mm：負担金歳入約8.1%(690/932件)
- ※全市(38事業体)平均：220,000円
- ※県南地区(10事業体)平均：200,000円
- ※平均値：千円単位四捨五入



水道事業収益－営業収益	令和6年度予算(予定)	令和7年度予算(見込)	令和8年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)
<b>負担金 [分担金・加入金]</b>	<b>135,980</b>	<b>181,620</b>	<b>170,630</b>	<b>160,300</b>
※新規：13,20,25,40,50,75,100,150mm ※変更：13→20(96%),13→25,20→25mm				(単位：千円)
前年度比増減額	—	45,640	△ 10,990	△ 10,330
前年度比増減率	—	33.56%	-6.05%	-6.05%



# 4 パターンA [県水] + [負担金]①

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

## ○ 県水受水単価20%増 + 負担金改定

※総排水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9は過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総排水量に乗じて算出

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算(予定)	令和7年度予算(見込)	令和8年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)
給水収益 [水道料金]		1,973,085	2,122,813	2,115,167	2,107,552
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm					
※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
前年度比増減額					
前年度比増減率		－	7.59%	-0.36%	-0.36%
その他の水道事業収益		428,232	473,872	462,882	452,552
水道事業収益 合計		2,401,317	2,596,685	2,578,049	2,560,104
水道事業費用		2,420,779	2,619,960	2,661,429	2,669,302
※費用算出方法 (基準：R6予算)		人件費：+2.07%(中期財政計画R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、 受水費：+20.0%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%			
当年度純利益(収益-費用)		▲ 19,462	▲ 23,275	▲ 83,380	▲ 109,198
料金回収	供給単価(円)	133.57	144.22	144.23	144.23
	給水原価(円)	158.00	172.11	175.57	176.74
	料金回収率	84.54%	83.80%	82.15%	81.61%

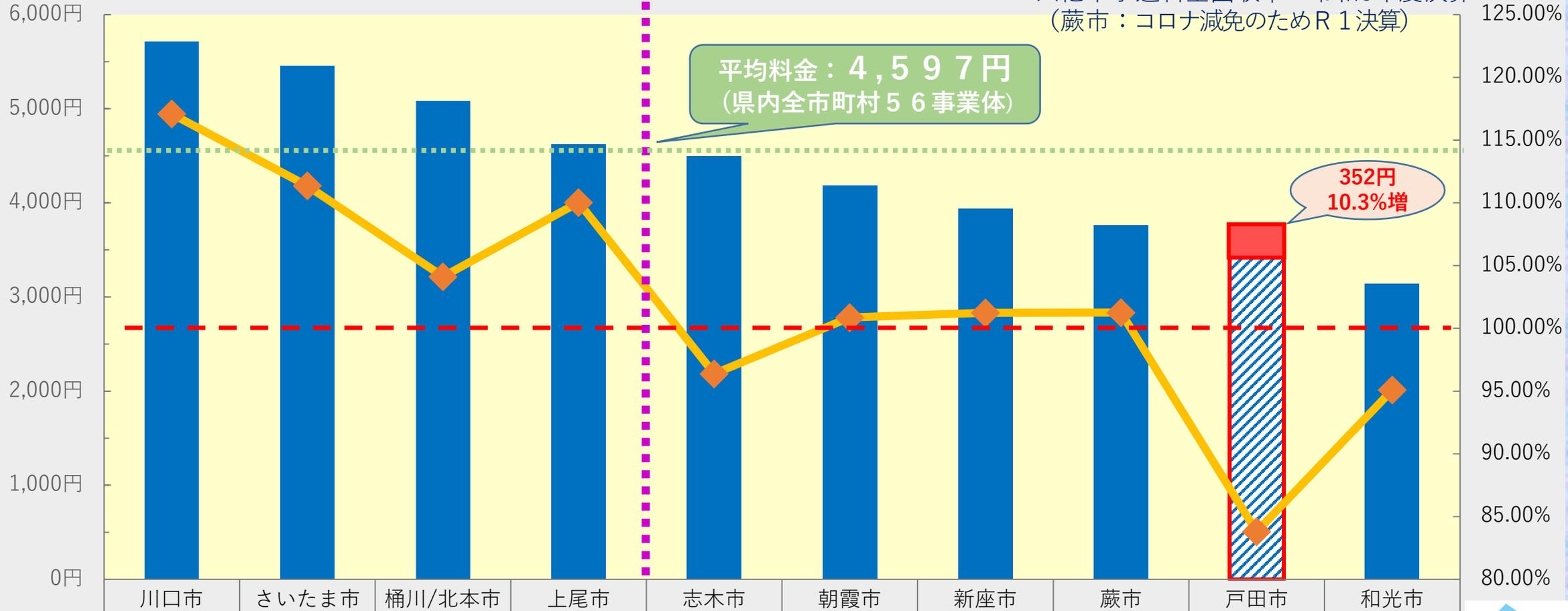
# 4 パターンA [県水] + [負担金]②

※消費税込 ※令和5年9月時点  
 ※料金出典：東京都水道局HP

## 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人世帯)で使用の水道口径(20mm・水量32m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,415円

※他市水道料金回収率：令和3年度決算  
 (蕨市：コロナ減免のためR1決算)



平均料金：4,597円  
 (県内全市町村56事業体)

352円  
 10.3%増

[R7改定]



# 5 パターンB [県水] + [負担金] + [収支均衡]①

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

○県水受水単価20%増+負担金改定+収益的収支均衡 ※総排水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9は過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総排水量に乗じて算出

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算(予定)	令和7年度予算(見込)	令和8年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)
給水収益 [水道料金]		1,973,085	2,232,797	2,224,759	2,216,750
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm					
※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
前年度比増減額					
前年度比増減率		－	13.16%	-0.36%	-0.36%
その他の水道事業収益		428,232	473,872	462,882	452,552
水道事業収益 合計		2,401,317	2,706,669	2,687,641	2,669,302
水道事業費用		2,420,779	2,619,960	2,661,429	2,669,302
※費用算出方法 (基準：R6予算)		人件費：+2.07%(中期財政計画R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、 受水費：+20.0%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%			
当年度純利益(収益-費用)		▲ 19,462	86,709	26,212	0
料金回収	供給単価(円)	133.57	151.69	151.71	151.71
	給水原価(円)	158.00	172.11	175.57	176.74
	料金回収率	84.54%	88.14%	86.41%	85.84%

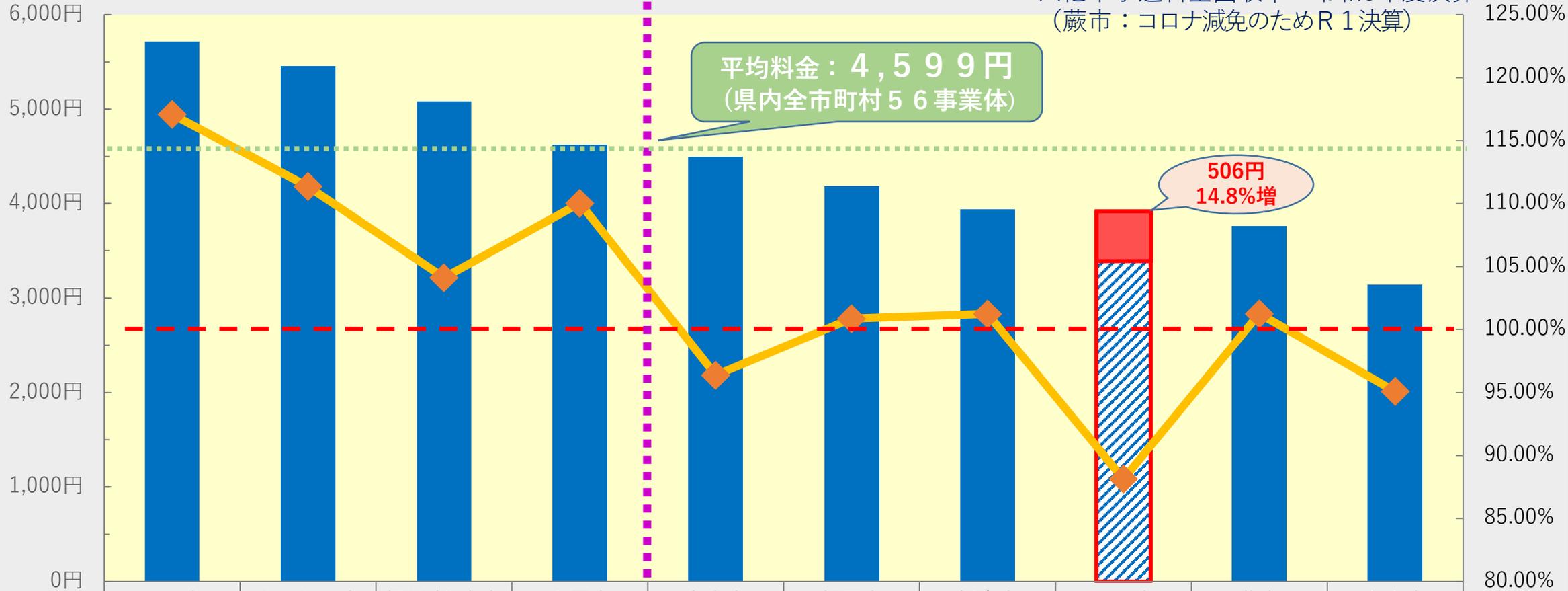
# 5 パターンB [県水] + [負担金] + [収支均衡]②

※消費税込 ※令和5年9月時点  
 ※料金出典：東京都水道局HP

## 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人世帯)で使用の水道口径(20mm・水量32m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,430円

※他市水道料金回収率：令和3年度決算  
 (蕨市：コロナ減免のためR1決算)



平均料金：4,599円  
 (県内全市町村56事業体)

506円  
 14.8%増

【R7改定】



# 6 パターンC [県水]+[負担金]+[回収率]①

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

○県水受水単価20%増+負担金改定+料金回収率100% ※総排水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9は過年度平均減率値  
※有収水量：R6 予算の有収率(92.8%)を一律総排水量に乗じて算出

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算(予定)	令和7年度予算(見込)	令和8年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)
給水収益 [水道料金]		1,973,085	2,601,255	2,591,890	2,582,559
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm ※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
	前年度比増減額	－	628,170	△ 9,365	△ 9,331
	前年度比増減率	－	31.84%	-0.36%	-0.36%
その他の水道事業収益		428,232	473,872	462,882	452,552
水道事業収益 合計		2,401,317	3,075,127	3,054,772	3,035,111
水道事業費用		2,420,779	2,619,960	2,661,429	2,669,302
※費用算出方法 (基準：R6予算)			人件費：+2.07%(中期財政計画R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、 受水費：+20.0%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%		
当年度純利益(収益-費用)		▲ 19,462	455,167	393,343	365,809
料金回収	供給単価(円)	133.57	176.73	176.74	176.74
	給水原価(円)	158.00	172.11	175.57	176.74
	料金回収率	84.54%	102.68%	100.67%	100.00%

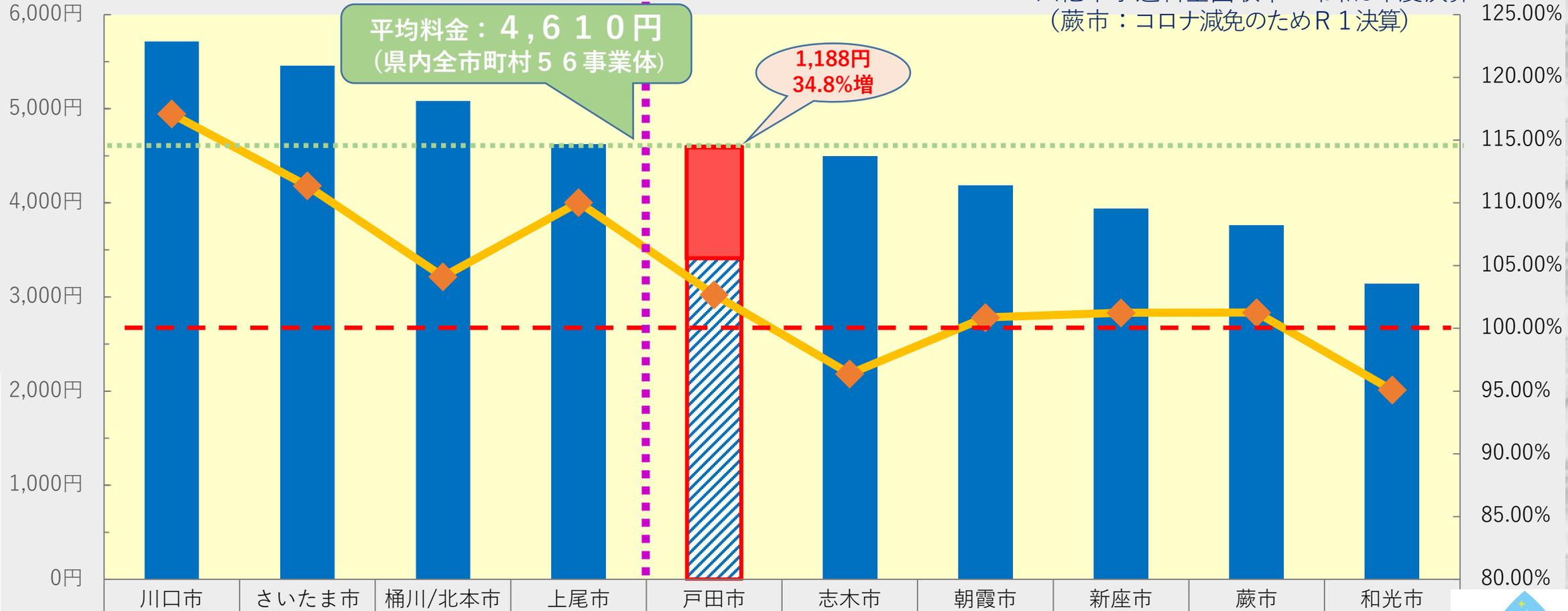
# 6 パターンC [県水]+[負担金]+[回収率]②

※消費税込 ※令和5年9月時点  
 ※料金出典：東京都水道局HP

## 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量32m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,499円

※他市水道料金回収率：令和3年度決算  
 (蕨市：コロナ減免のためR1決算)



平均料金：4,610円  
 (県内全市町村56事業体)

1,188円  
 34.8%増



【R7改定】

# 7 パターンD [県水]+[負担金]+[回収率]+[資産]①

(消費税抜 単位：千円)  
※当年度純利益が税抜のため

○県水受水単価増+負担金改定+料金回収率+資産維持 ※総排水量：R7,8年度は実績値からの予測値。R9は過年度平均減率値  
※有収水量：R6予算の有収率(92.8%)を一律総排水量に乗じて算出

水道事業収益－営業収益		令和6年度予算(予定)	令和7年度予算(見込)	令和8年度予算(見込)	令和9年度予算(見込)
給水収益 [水道料金]		1,973,085	3,102,809	3,091,639	3,080,509
※基本：13,20,25,40,50,75,100,150mm					
※従量：～10,20,30,50,100,100～m <sup>3</sup>					
前年度比増減額		－	1,129,724	△ 11,170	△ 11,130
前年度比増減率		－	57.26%	-0.36%	-0.36%
その他の水道事業収益		428,232	473,872	462,882	452,552
水道事業収益 合計		2,401,317	3,576,681	3,554,521	3,533,061
水道事業費用		2,420,779	2,619,960	2,661,429	2,669,302
		※費用算出方法 人件費：+2.07%(中期財政計画R6-R8平均値)、動力費・光熱水費：+15.74%(R2-4平均値)、 (基準：R6予算) 受水費：+20.0%、委託料：R7=+4.62%(R2-4平均値),R8-9=包括委託：+18.0%,その他:+4.62%			
当年度純利益(収益-費用)		▲ 19,462	956,721	893,092	863,759
資産維持管理費		0	497,950	497,950	497,950
		※(有形固定資産残高(R6末)-控除資産(土地・建設仮勘定))×3%で算出		※資産維持管理費は本来4条予算となるが3条予算として当年度純利益相当額を算定	
当年度純利益相当額		▲ 19,462	458,771	395,142	365,809
料金 回収	供給単価(円)	133.57	210.80	210.82	210.82
	給水原価(円) ※資産維持管理費除	158.00	172.11	175.57	176.74
	料金回収率	84.54%	122.48%	120.08%	119.28%

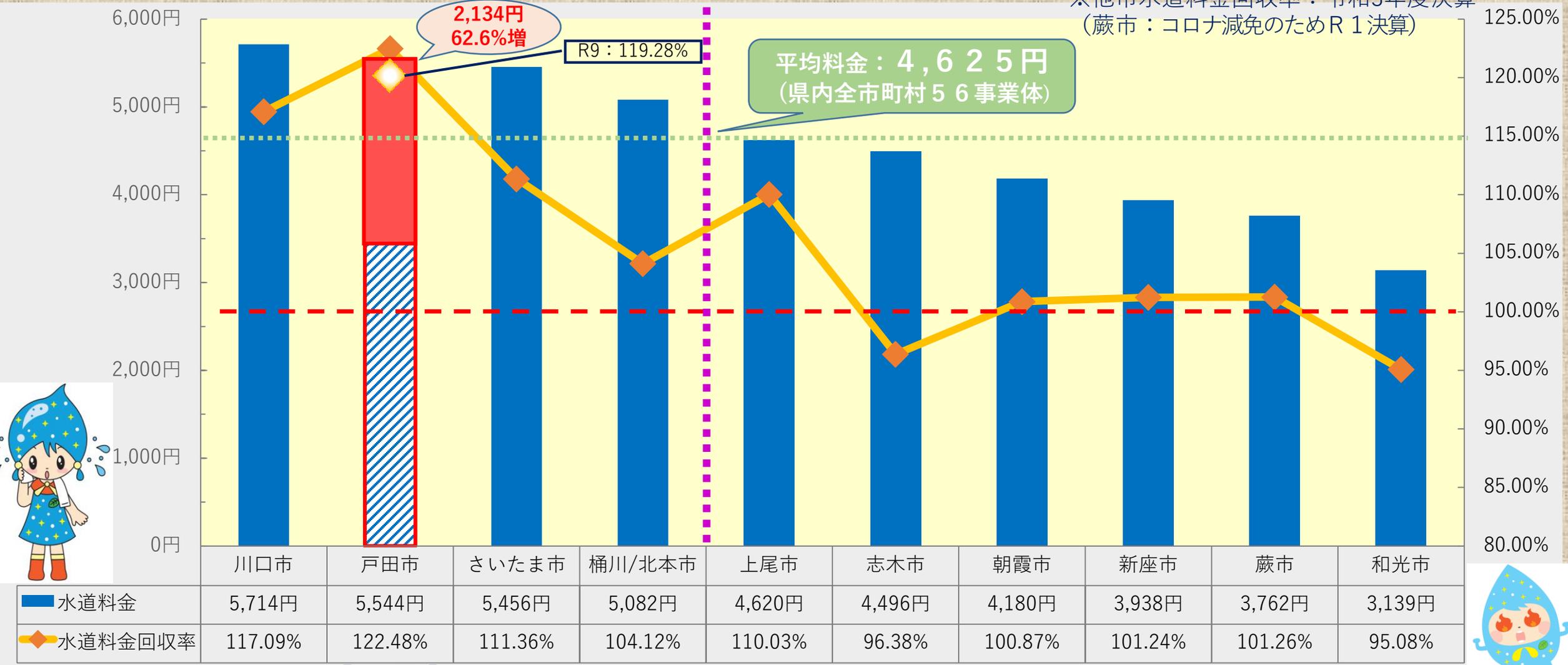
# 7 パターンD [県水]+[負担金]+[回収率]+[資産]②

※消費税込 ※令和5年9月時点  
 ※料金出典：東京都水道局HP

## ● 近隣他事業体との水道料金・料金回収率の比較 《一般家庭(2人)で使用の水道口径(20mm・水量32m<sup>3</sup>/2ヶ月)算出》

(日水協県南地区：10事業体) ※平均料金：4,593円

※他市水道料金回収率：令和3年度決算  
 (蕨市：コロナ減免のためR1決算)



【R7改定】

# 8 経営審議会からの提言書への対応等について①

○令和6年1月2日付けで戸田市上下水道事業経営審議会会長から提言が行われた戸田市水道事業における水道料金に係る適正な設定について、提言書の内容への対応には下表のとおりとなる。



※ 記号説明    ◎：対応    △：一部対応    ×：未対応    -：非該当

モデルケース負担 ➡ +10.3%    +14.8%    +34.8%    +62.6%

	現 行	パターン A [県水]	パターン B [収支均衡]	パターン C [回収率100%]	パターン D [資産維持費]	厚生労働省 通知における 技術的助言
料金回収率の 確保	×	× R9: 81.61 %	× R9: 85.84 %	◎ R9: 100.00 %	◎ R9: 119.28 %	有
水道施設の更新等 に係る費用	×	×	×	×	△	有
定期的な見直し	×	◎	◎	◎	◎	有
資産維持費の 計上	×	×	×	×	◎	有
激変緩和措置の 検討	-	◎	◎	◎	△ ・料金体系 ・更新費用 ・負担金等 ・適用3年	無

# 8 経営審議会からの提言書への対応等について②

## 戸田市水道事業 令和7年度 料金改定スケジュール案

		令和5年度			令和6年度											令和7年度		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
戸田市	市長・水安全部	料金改定の検討 ↑	適正な料金設定諮問			常任委員会報告	水道広報紙掲載	料金改定の決定 ↑	全員協議会説明	条例改正議案提出	9月定例会		水道広報紙掲載	市広報紙掲載	検針票への料金改定掲載			料金改定 4/1
	経営審議会	適正な料金設定提言	審議会開催①		審議会開催②		審議会開催③	適正な料金設定答申					市民への周知(庁舎等パネル展示)					
埼玉県	「県水単価」	料金改定案検討	意見交換・地区	庁内・団体合意		料金改定案決定	地区説明	料金改定決定		条例改正議案提出			12月定例	改正通知	団体全体会議			料金改定 4/1